

第2回破産債権者集会のご報告

平成29年12月20日

債権者各位

破産者 株式会社 Brillia

破産者 株式会社銀座プロジェクト

破産者 株式会社ティアラクチュール六本木

破産者 株式会社関西プロジェクト

上記4社

破産管財人 弁護士 富 永 浩 明

Brillia グループ破産管財人室

電話 03-3541-0881

(平日 午前10時～12時 午後1時～午後5時)

FAX 03-3541-0881

株式会社 Brillia, 株式会社銀座プロジェクト, 株式会社ティアラクチュール六本木及び株式会社関西プロジェクトの破産管財人として、ホームページにて、ご連絡申し上げます。

1 第2回破産債権者集会のご報告

平成29年12月20日午後1時30分から、東京地方裁判所において、株式会社 Brillia, 株式会社銀座プロジェクト, 株式会社ティアラクチュール六本木及び株式会社関西プロジェクト(以下「Brillia 他3社」といいます。)の第2回破産債権者集会が開催されました。同破産債権者集会は、破産管財人より、第1回債権者集会(平成29年9月20日)以降の破産管財業務の状況等をご報告申し上げた後、質疑応答のうえ、午後2時ころ終了いたしました。来場された債権者の皆様には、年末のご多忙の中ご参加くださいましたこと、御礼申し上げます。第2回破産債権者集会における配布資料は、「第2回債権者集会配布資料」(PDF)のとおりです。

2 第3回破産債権者集会のご案内

第2回破産債権者集会において、(株)Brillia 他3社の破産手続は、管財業務が残っておりますため、続行することとされ、第3回破産債権者集会が以下のとおり開催されることとなりました。

《第3回破産債権者集会の日時場所》

平成**30**年**3**月**28**日 午後**4**時から

東京地方裁判所の債権者等集会場**1**（家簡地裁合同庁舎**5**階）

なお、出席は任意であり、欠席されても特に不利益はありません。債権者集会での配布資料等はこのホームページ上でも開示致します。

以上、ご報告申し上げます。今後とも、引き続き、破産手続へのご理解とご協力のほど、何卒宜しく御願い申し上げます。